

保険法の見直しに関する個別論点の検討（４）

第 12 保険金の支払時期（中間試案の第 2 の 3 (7)，第 3 の 3 (2)，第 4 の 3 (2) 関係）

（保険法の見直しに関する中間試案）

第 2 損害保険契約に関する事項

3 保険事故の発生による保険給付

(7) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

保険金の支払について期限の定めがないときは，保険者は，保険金の支払の請求を受けた後，保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間が経過するまでは，遅滞の責任を負わないものとする。

保険金の支払について期限の定めがある場合であっても，その期限が保険金の支払に当たり確認が必要な事項に照らして相当な期間を超えるときは，保険者は，その相当な期間を経過した時から，遅滞の責任を負うものとする。

保険契約者又は被保険者が 又は の確認を故意に妨げ，又はこれに欠くことのできない協力を正当な理由なく拒み，これによってその確認が遅延することとなったときは，保険者は，その遅延した期間について，遅滞の責任を負わないものとする。

（注 1） の「相当な期間」に関し一定の日数を法定することについては，なお検討する。

（注 2） は任意規定とし， 及び は片面的強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 なし（民法第 412 条参照）

第 3 生命保険契約に関する事項

3 保険事故の発生による保険給付

(2) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

第 2 の 3 (7) と同じ（ただし， の「保険事故の発生並びに損害の有無及び額」を「被保険者の死亡」とし， の「保険契約者又は被保険者」

を「保険契約者又は保険金受取人」とする。)。

(注) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり，生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

現行商法の参考条文 なし(民法第412条参照)

第4 傷害・疾病保険契約に関する事項

3 保険事故の発生による保険給付

(2) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

第2の3(7)及び第3の3(2)と同じ(ただし，第2の3(7)の「保険事故の発生並びに損害の有無及び額」を「保険事故の発生」とし，の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者，被保険者又は保険金受取人」とする。)。

1 損害保険契約について

(1) 期限の定めがない場合について

保険金の支払について期限を定めなかったときは，保険者は，保険金の支払の請求があった後，当該請求に係る保険事故及び損害の発生並びに損害額の確認をするために必要な期間を経過するまでは，遅滞の責任を負わないものとするのでよい。

- 1 期限の定めがない場合に保険者が遅滞の責任を負わないのは，保険金請求権の請求原因事実である本文に掲げた各事項の確認をするために必要な期間に限るものとし，免責事由等の保険者の抗弁事由について確認をすることを理由としては，遅滞の責任を免れることはできないものとするのでよい。
- 2 「必要な期間」かどうかは，個別具体的な保険金請求における事情に照らして，本文に掲げる事項を確認するために必要かつ相当な期間かどうかで判断するものとするのでよい。
- 3 「必要な期間」の証明責任は，保険者側にあるものとするのでよい。

(2) 期限の定めがある場合について

保険金の支払について期限を定めた場合であっても，当該期限までの期間が，保険事故，てん補すべき損害，免責事由その他の保険契約の内容に照らして，保険金の支払をするために必要な確認をするための相当な期間を超えるときは，保険者は，その期間が経過した時から，遅滞の責任を負うものとするのでよい。

- 1 確認の対象となる事項は，保険事故の発生，損害の発生，損害額という請求原因事

実に加えて、免責事由の存否や告知義務違反の有無等の抗弁事項も含めた、支払をするに当たって確認することが必要な事項とすることによりよい。

- 2 「相当な期間」かどうかは、個別具体的な保険金請求における事情ではなく、約定の保険事故や免責事由の内容等の保険契約の内容に照らして、支払時期の定めが相当なものかどうかで判断するものとするによりよい。なお、「相当な期間」として具体的な日数を規定することはしないものとするによりよい。
- 3 相当な期間を超えることの証明責任は、保険契約で定めた合意の効果を覆すものであることから、不相当であることを主張する者（保険金請求者である被保険者）にあるものとするによりよい。もっとも、保険契約で定めた期間が相当なものであることの証明の現実の必要性は、保険者にあるものと考えられる。
- 4 片面的強行規定とすることによりよい。

(3) 確認の妨害又は不協力について

保険契約者又は被保険者が正当な理由なく(1)又は(2)の確認をするために必要な調査を妨げ、又はこれに欠くことのできない協力をしなかった場合において、これにより保険者が保険金の支払を遅延したときは、保険者は、その遅延した期間について、遅滞の責任を負わないものとするによりよい。

- 1 確認の妨害又は不協力があつたことは、保険者側に証明責任があるものとするによりよい。
- 2 片面的強行規定とすることによりよい。

2 生命保険契約及び傷害・疾病保険契約について

生命保険契約及び傷害・疾病保険契約についても、1と同様の規律を設けるものとするによりよい。

生命保険契約及び傷害・疾病保険契約について1と同様の規律を設けるに当たっては、所要の読替を行うものとする。

第13 危険に関する告知（中間試案の第2の1(3)イの（第3の1(3)、第4の1(3)）関係）

（保険法の見直しに関する中間試案）

第2 損害保険契約に関する事項

1 損害保険契約の成立

(3) 危険に関する告知 【各契約共通事項】

イ 保険者が契約の解除をすることができない場合

アにかかわらず，

保険者が，保険契約者又は被保険者において告知をしなかった事実を知り，又は過失によってこれを知らなかったときは，保険者は，保険契約の解除をすることができないものとする。

〔保険者の使用人等のうち告知を受領する権限を有しない者が，保険契約者又は被保険者において事実の告知をすることを妨げたなど一定の場合〕には，保険者は，保険契約の解除をすることができないものとする。

（注１） における規律の在り方については，〔 〕内の「保険者の使用人等」の範囲，要件設定に当たって保険者の使用人等と保険契約者又は被保険者の告知の際の行為の態様を考慮すること等を含め，なお検討する。

（注２） 片面的強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第 6 4 4 条第 1 項ただし書

1 第 16 回部会での議論

本部会の第 16 回会議において，1 (3)イの については，

- 〔保険者の使用人等〕の実質的な内容として，保険者の役員や保険者に雇用されている者並びに保険者から募集（契約締結の媒介）の委託をされている者及びその役員等が含まれるべきこと
- 上記の〔保険者の使用人等〕が保険契約者又は被保険者に対して告知をすべき事実の告知をしないよう勧める行為や告知をすべき事実の告知をするのを妨げる行為をした場合には保険者は契約の解除をすることができないが，当該行為と保険契約者又は被保険者が告知をすべき事実の告知をしなかったこととの間に関連性がない場合には，なお契約の解除をすることができるものとする

について，部会においてほぼ確認が得られたところである。

2 1 を踏まえた具体的規律の案

保険者は，保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。）が，

保険契約者又は被保険者が告知をすることを妨げたとき，又は

告知すべき事実を知りながら，保険契約者又は被保険者に対して，当該事実の告知をしないこと又は不実の告知をすることを勧めたとき

は，保険者は契約の解除をすることができないが，

上記のような行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が告知義務違反をしたと認められる場合には、保険者は契約の解除をすることができるものとする。

- 1 告知妨害等の主体については、「(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。)」とすることで、損害保険代理店等の代理権を有する者については、上記のルールではなく、保険者本人と同じメルクマール(告知すべき事実についての悪意・有過失)で解除権阻却の有無を判断するものとしている。
- 2 及び は、解除権を阻却させる原因となる行為を明確化したものである。このうち については、抽象的に不告知を勧めただけでは保険契約者等の告知義務違反への寄与度が高いものとは認められないことから、告知すべき事実を知りつつも告知義務違反をそそのかしたような場合に解除権が阻却されることとなることを念頭においている。
- 3 は、第 16 回部会における「関連性がない」という概念を明確化したものである。

第 14 金銭以外の方法による保険給付(中間試案の第 2 の 1 (1)の(注)、第 3 の 1 (1)(第 4 の 1 (1))関係)

(保険法の見直しに関する中間試案)

第 2 損害保険契約に関する事項

1 損害保険契約の成立

(1) 損害保険契約の意義

損害保険契約は、当事者の一方が一定の偶然の事故によって相手方又は第三者に生ずることのある損害をてん補することを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注) 損害のてん補の方法には、金銭の支払のほか、金銭の支払以外の方法による給付(いわゆる現物給付)も含まれる(3(1)参照)。

現行商法の参考条文 第 6 2 9 条

第 3 生命保険契約に関する事項

1 生命保険契約の成立

(1) 生命保険契約の意義

生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注1) 「その他の一定の給付」は、労務や役務(サービス等)の提供等の金銭の支払以外の方法による定額の給付(保険契約において、保険給付の内容が定められ、又は保険給付の内容を客観的な基準で確定することとされている場合における給付をいう。)である。このような規律とすることの当否や他の規律との関係については、なお検討する必要があるため、〔 〕を付している。

(注2) (略)

現行商法の参考条文 第673条

1 検討すべき事項

生命保険契約や傷害・疾病保険契約について金銭以外の保険給付もあり得ることを前提とした規律とする必要性(これらについては金銭による保険給付だけを想定した規律とすることの当否)について検討する必要がある。

- 1 損害保険契約については金銭以外の保険給付も認められると解されている(給付の内容が損害のてん補としての性質を有するものであり、かつ、てん補されるべき損害の額が保険事故が発生した時に算定可能なものである必要があると考えられる。)。
- 2 仮に生命保険契約や傷害・疾病保険契約について金銭以外の保険給付を理論上も実際上も想定しうるにもかかわらず、保険法においてこれを前提とした規律としないとするれば、そのような給付を約定する契約には保険法の直接適用がないことになってしまう。
- 3 別途監督法上の問題点等について検討される必要があると考えられる。

2 方向性

生命保険契約及び傷害・疾病保険契約について、金銭による保険給付だけでなく、金銭以外の保険給付を約定する契約も保険法の適用範囲に含めるものとする、金銭以外の保険給付に契約法上次のような限定を付す方向で考えることで、どうか。

- 定額の給付に限る。
- 金銭に評価する(見積もる)ことが可能であることを必要とする。ほかに考慮すべきことはあるか。

- 1 保険契約に基づく給付である以上は、保険料を算定したり、責任準備金を積み立てたりするに当たって、給付を金銭的に評価する必要があると考えられるし、金銭的に評価可能なものでなければ、保険料に見合った給付であるかどうかを検証することもできなくなってしまう。
- 2 保険事故が発生した時に保険金受取人において定額の金銭給付と選択することができるような手当てがされている場合に限ること(金銭以外の給付の価値について契約上定めることの必要性)や、給付を代替性のあるものに限ることなども考えられる

が、これを契約法上の要件とすることの必要性・相当性について、検討する必要があると考えられる。

- 3 療養の給付（医療や治療）については、上記の給付の対象とはしないものとする。
- 4 保険法の各規律について、金銭以外の給付である場合の特則を設ける必要性について、どのように考えるか（例えば、保険金受取人の指定・変更の規律については、特則を設けず、保険金受取人を限定する必要がある場合には、個々の契約ごとの約定にゆだねることが考えられる。）。
- 5 金銭以外の給付も保険契約に基づく給付であるから、民法の債務不履行や有償契約の規律（民法第559条参照）が適用されることになる。

第15 保険契約の募集・締結時の規律、保険金の請求・支払時の規律、契約解除の催告に関する規律及び契約成立（責任開始）前発病不担保条項

（保険法の見直しに関する中間試案）

第2 損害保険契約に関する事項

1 損害保険契約の成立

（損害保険契約の成立関係後注）

保険契約の募集や締結の際の規律（例えば、保険契約者側に対する情報提供に関する規律、これをしなかった場合の効果に関する規律等）を契約法上設けることについては、なお検討する。 【各契約共通事項】

3 保険事故の発生による保険給付

(2) 損害発生のお知らせ 【各契約共通事項】

保険契約者又は被保険者は、保険事故の発生によって損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

（注1） 保険契約者又は被保険者が保険者による保険給付のために必要な説明その他の協力をしなければならない旨の規律を設けることについては、これを怠った場合の効果を含め、なお検討する。

（注2） 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第658条

（保険事故の発生による保険給付関係後注）

- 1 保険金の請求や支払に関する保険者の責務（例えば、保険契約者側に対する説明等）について契約法上の規律を設ける必要があるかについては、なお検討する。 【各契約共通事項】

- 2 保険金請求権等の保険者に対する権利に関する一般的な規律として、一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規律や保険者の財産に対する一般先取特権を付与する旨の規律を設けることについては、なお検討する。 【各契約共通事項】

4 損害保険契約の終了

(損害保険契約の終了関係後注)

- 1・2 (略)
- 3 保険料不払による契約の解除の保険契約者に対する催告(民法第541条参照)を不要とする約定の効力に関する規律を設ける必要があるかについては、なお検討する。 【各契約共通事項】

第4 傷害・疾病保険契約に関する事項

1 傷害・疾病保険契約の成立

(傷害・疾病保険契約の成立関係後注)

- 1 保険契約の募集や締結の際の契約法上の規律については、第2の1の(損害保険契約の成立関係後注)及び第3の1の(生命保険契約の成立関係後注)参照。 【各契約共通事項】
- 2 いわゆる契約成立(責任開始)前発病不担保条項(契約成立(責任開始)後に生じた疾病についてのみ保険金を支払う旨又は契約成立(責任開始)前に疾病が生じていたときは保険者を免責とする旨の条項をいう。)に関する契約法上の規律を設けることについては、保険者の担保範囲の問題であることや危険に関する告知の規律(3参照)との関係を踏まえて、なお検討する。

- 1 保険契約の募集・締結時の規律について(中間試案の第2の1の(損害保険契約の成立関係後注)(第3の1の(生命保険契約の成立関係後注)、第4の1の(傷害・疾病保険契約の成立関係後注)1)関係)

契約の募集・締結時の規律については、例えば、保険者による説明義務に関する規律、保険者による損害賠償の特則に関する規律、保険者の被保険者に対する情報提供の規律を設けるべきかが検討課題とされている。

これらについては、次のとおり、民法その他の法律ごとの規律にゆだねるべきであると考えられるが、どうか。

- 保険者による説明義務等について、現行法上の規律に加えて保険法に規律を設けることの要否・当否

- 1 説明義務の有無及びその内容については、保険契約者の属性や理解力、契約の内容等に照らして個別具体的に検討されるべきであり、どのような場合にどのような説明義務があるかについて、一般的な規律として保険法で規定することの当否には

疑問がある。また、義務を定めるかどうかは、その義務違反の効果を定めることの当否という問題と併せて検討する必要がある。

現行法上、保険業法に保険募集人等による重要な事項の説明に関する一般的な規律がある（保険業法第300条第1項第1号）ほか、金融商品の販売等に関する法律（第3条以下）や金融商品取引法（第37条の3以下（保険業法第300条の2等において一部の契約に準用されている。））にも保険者による説明に関する規律が設けられている。また、契約法上、民法の信義則（第1条第2項）等によって一定の説明義務が導かれる場合もあるとも考えられ、どのような場合にどのような説明義務があるかについては、これらの規律にゆだねることが適切であると考えられる。

- 2 説明義務違反の場合の契約取消権等について規律を設けるべきとの指摘がされているが、その前提となる説明義務を定めることについて 1のような問題があるほか、取消権等を定めることについては、民法の詐欺や錯誤の規律、消費者契約法第4条以下の規律等との関係について検討する必要がある。

○ 民法上の損害賠償の規律の特則を設けることの要否・当否

この前提となる説明義務を定めることについて1つ目の○の 1のような問題があるほか、損害賠償が認められる範囲については、民法等の規律（民法第415条、第416条、第709条、第715条、保険業法第283条等）によって決せられる（場合によっては、保険金額相当額の損害賠償が認められることもあり得ると考えられるが、そのためには、少なくとも、事実認定の問題として、説明義務違反がなければ保険契約者（保険金受取人等）が保険金の支払を受けることができたはずであるという関係が認められる必要があると解される。）ところ、このような民法等の既存の規律からは導かれない損害賠償を認める旨の規律を保険契約についてだけ設けることの合理性には疑問がある（損害賠償の要件の一部について法律上の推定規定を設けることについても、同様の観点から疑問がある。）。また、損害賠償の特則を設けることについては、保険契約者間の衡平等の観点からも合理的とはいえないと考えられる。

○ 被保険者に対する情報提供の規律を設けることの要否・当否

保険契約者と被保険者とが異なるとしても、例えば、保険契約者が被保険者に契約内容を伝えた上で契約を締結したり、被保険者が同意をする際に契約内容を把握したり、保険事故が発生したときに保険契約者を通じて保険金の請求の手続きをすることが予定されていたりする場合には、被保険者への情報提供を義務付けなくとも、結局その趣旨は実現されていると考えられ、契約法で被保険者に対する情報提供を定める必要性については全体的な視点で検討する必要があると考えられる。また、情報提供を保険者からするのか、保険契約者からするのかという問題もあるし、契約法で情報提供について定めると、その効果についても定める必要があるところ、被保険者への情報提供がされなかった場合の効果を実効性のある形で設けることが可能か、その当否

(かえって被保険者に不利益とならないか)についても慎重に検討する必要があると考えられる。

2 保険金の請求・支払時の規律について

(1) 保険契約者等による説明・協力義務(中間試案の第2の3(2)の(注1)(第3の3(1)の(注2),第4の3(1)の(注2))関係)

保険契約者等による説明・協力義務を直接定める規律は設けないものとする
ことで、どうか。

保険金の支払のために必要な保険契約者等の説明や協力の内容は事案に応じて様々であるため、これを法律上の義務として一義的かつ明確に定めることは困難であると考えられる。また、保険契約者等としては、迅速な保険金の支払を受けるために、保険者からの求めに応じて必要な協力を行うのが通常であることから、果たして保険契約者等の一般的な義務とするまでの必要性があるのかについては疑問の余地もある。そこで、保険契約者等の一般的な義務として法定するのではなく、保険契約者等が調査に不可欠な協力をしなかった場合等に限り、これにより調査が遅延した期間について保険者が遅滞の責任を負わないものとする(第12の1(3)参照)でよいと考えられるが、どうか。

(2) 保険金の請求・支払に関する保険者の責務(中間試案の第2の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)1(第3の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注),第4の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注))関係)

保険金の請求や支払に関する保険者の責務について、契約法上の規律は設けないものとする
ことで、どうか。

部会において、「保険者または保険募集人等の責めに帰すべき事由によって当初保険金の請求がなされなかった場合において、保険金が支払われるべきものであるときは、その責めに帰すべき事由がなければ為されたはずの保険金請求の履行期から、保険者は遅滞の責任を負う。この場合においては、損害発生の時をその責めに帰すべき事由がなければ為されたはずの保険金請求の履行期と推定する。」との規律を設けるべきであるとの意見があったが、これは、保険者側の損害賠償責任の問題であると同時に、どの時点で保険金の請求があったかという事実認定の問題でもある(これに基づき保険者の遅滞責任が判断される。)と考えられ、契約法に特別の規律を設けることは適当でないと考えられるが、どうか。

また、「被保険者が保険金を請求したときから、保険者は、その保険金請求とともに、その保険者が契約していた同じ被保険者を当事者とする保険契約の保険金請求につい

ても、専らその被保険者の最善の利益のために説明し、行動する義務を負う。この場合において、保険者がこの義務を怠ったときは、最初の保険金請求の履行期から、保険者は遅滞の責任を負う。」との規律を設けるべきであるとの意見もあったが、各保険金請求権の間の関連性の程度は個々の事案ごとに様々であると考えられること等から、契約法において一律に他の保険金請求について説明等をする義務を定めることは適当でないと考えられるが、どうか。

(3) 保険金請求権等の差押禁止・保険金請求権者等の一般先取特権（中間試案の第2の3の（保険事故の発生による保険給付関係後注）2（第3の3の（保険事故の発生による保険給付関係後注））、第4の3の（保険事故の発生による保険給付関係後注））関係）

保険金請求権等の差押禁止及び保険金請求権者等の保険者の財産に対する一般先取特権に関する規律は設けないものとするので、どうか。

1 保険金請求権等の差押禁止については、そもそも私保険に基づく請求権について一般的に差押禁止とすることの当否に疑問があり（預金請求権等の保険と類似の機能を果たす請求権との均衡を考慮する必要がある。）、仮に一定の範囲内で差押禁止にするとしても、実際上は「一定の範囲内」の差押えにとどめることは著しく困難である（例えば、複数の生命保険契約が締結されていた場合に、トータルで保険金額1000万円までが差押禁止であるとしても、これをどのように実効ある規律とするのかという問題がある。）。むしろ、民事執行法第153条（差押禁止債権の範囲の変更）等の規律にゆだねることが、事案に応じた適切な解決をすることにつながると思われる。

2 保険金請求権者等の一般先取特権については、あらゆる契約についてこれを認める必要があるのか慎重な検討が必要である（保険業法第117条の2参照）し、保険者に対する他の債権者の利益も考慮する必要がある（保険者が保険事業だけを行っているとしても、保険金請求権者等以外の債権者が存在するのが通例と考えられる。）こと等から、一般的にこれを認めることの当否にも疑問がある。また、これを認める必要があるかの検討に当たっては、保険事業者の倒産時の保険契約者等の保護制度との関係を検討する必要がある、例えば協同組合についても法令上又は契約上、共済契約者等の利益の保護を図るための措置がされており、基本法である保険法で一般先取特権を定めるよりも、それぞれの保険者ごとの実態に即した形で保険金請求権者等の利益を保護していくことが適切と考えられる。

3 契約解除の催告に関する規律について（中間試案の第2の4の（損害保険契約の終了関係後注）3（第3の4の（生命保険契約の終了関係後注））、第4の

4の（傷害・疾病保険契約の終了関係後注）関係）

保険料不払による保険契約の解除に関し，保険契約者に対する催告を不要とする約定を無効とする規律は設けないものとするので，どうか。

民法上，いわゆる無催告解除の特約については，個々の事案に応じてその効力が否定される場合があり得るものの，一般的には有効であるといわれており，保険契約についてだけ，これを一律に無効とするものの合理性には疑問がある。また，実務上は，約款において支払猶予期間を設けるなどの方法が採られるとともに，葉書等による督促がされるのが一般的であるといわれている。そこで，催告を不要とする約定の効力については，各保険契約の解釈にゆだねることとし，これを一律に無効とする規律は設けないものとするので，どうか。

4 契約成立（責任開始）前発病不担保条項について（第4の1の（傷害・疾病保険契約の成立関係後注）2関係）

契約成立前発病不担保条項については，これを無効とすべきである，少なくとも被保険者に自覚症状がない場合には適用すべきでない，これによる不担保（保険者の免責）の主張可能期間を限定すべきである，告知との関係を整理すべきであるなどとの指摘がされている。

しかしながら，他方で，保険事故又は保険者の担保範囲の問題であって，これについて法律上規律を設けることは適当ではない，危険に関する告知とは別個の制度であり，この条項がなければ保険の引受けをすることができない場合であっても，この条項を入れることによって保険の引受けをすることができるという利点もあるなどとの指摘がされており，この条項については，次のとおり，契約締結時の説明等の問題であり，契約法上の規律は設けないものとするので，どうか。

○ 保険事故又は保険者の担保範囲に関する事項について法律上規定することの当否

契約するかどうか自体が自由である私保険について，法律において担保すべき範囲を定めることは相当とはいえないと考えられる（例えば，損害保険契約においてどのような事由を保険事故とするかは，個々の契約において自由に定められるべき事項であるし，傷害保険契約においても保険事故に限定があることが多い。）。

この条項があると，保険契約者等の保険に対する期待が害され，保険としての機能を果たすことができない旨の指摘がされているが，これは商品性又は契約締結時の説明の問題であって，そのような観点から検討すべきと考えられる。

例えば，重篤な病気であっても，当該病気については担保しないことを約定した上で，それ以外の疾病等を保険事故とする契約を締結することは自由であり，これと同

じく、契約締結時に保険者が保険契約者に対してこの条項の存在を説明し、保険契約者がその内容を理解していれば、契約成立前に発病していた疾病について一般的な形で不担保（保険者を免責）とすることにも合理性が認められるということができ、保険契約者等の期待という点については、契約法において規律を設けることによって対処すべき事柄ではないと考えられる。

以上のことを前提とすれば、不担保（保険者の免責）の主張可能期間を定めること（保険者が責任を負う範囲について期間的な制限をすること）も相当でないと考えられる。

また、保険契約者等が発病している疾病について正しく告知をした場合にはこの条項を適用すべきではない（保険契約者に対して説明した上で担保範囲から除くなどの対応をすべきである。）との指摘についても、契約締結時の説明（合意）の問題であると考えられる。